

8 鹿児島地域製紙用間伐材チップの 安定供給体制整備事業報告概要

平成 22 年 3 月 4 日

鹿児島県チップ協会
担当 迫間博文
(鹿児島県森林組合連合会流通課長)

1. 整備事業の概要

本県においては、中越パルプ工業が今年 4 月を目標に機械資本整備を行っており、各チップ会社の生産能力の整理や林地残材の暫定量を算定することで、来るべき間伐材チップの安定供給を図ることを目的としている。

そのため鹿児島県内の間伐材資源の可能量や潜在需要量のほか利用に係る意向、原材料の生産・供給システム、地域特性に応じた安定供給体制整備のため、製紙用間伐材チップに関して地域の関係者が一体となって川下から川上までの一貫した供給体制づくりをすることを目的としている。

2. 整備事業の実施期間

平成 21 年 7 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日

3. 整備事業の実施場所

鹿児島県全域

4. 整備事業の内容

①安定供給体制整備に関する検討委員会開催（3回）

この整備事業は今年度が初めての取り組みとなったので、趣旨・目的の理解を得るため森林所有者・素材生産業者・チップ工場・製紙工場・流通関係の各委員をお願いして検討委員会を開催した。

②現地調査の実施

間伐材の入荷状況、取扱量の調査及び分別管理状況の調査を実施した。

③実施計画書作成

現地調査を実施することにより各チップ工場における間伐材の状況を取りまとめ、次

年度からの協定取引にかかる取り組み計画を作成した。

チップ協会事務局が中越パルプ向けのチップの取扱いをしているので、流通課との連携をとりながら安定供給に努めることとし、森林所有者、各チップ工場、中越物産との協定取引を行うものである。

④間伐材納入の徹底

間伐材証明については、鹿児島県森林組合連合会が平成18年5月30日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」及び平成21年9月4日に公表した「間伐材チップの確認に関する鹿児島県森林組合連合会自主的行動規範」で規定する「会員等認定実施要領」により審査決定しており、会員の生産した間伐材について証明するものである。また間伐材チップについても認定した工場の生産するものに限り証明するものとする。

なお「会員等認定実施要領」第9条に基づき分別管理・起票管理・分別責任者の選任等について連合会は必要に応じ合法木材・間伐材の取扱いが適正であるか否かを検査するものとしている。

当チップ協会では県森連と密接な連携のもと、証明制度の普及啓発を図り間伐材の適正な流通の仕組み構築に努めた。

5. 整備事業を実施した効果

本協会は、事務局を鹿児島県森林組合連合会内に置いているため、間伐材の生産についての取扱いについては各森林組合の協力を得やすい。また、連合会は平成18年4月原木流通情報センターを設立しているためこの機能を利用することにより各チップ会社のニーズに合わせた供給体制を作りやすく森林組合等システム事業体に情報を与えることで林地残材の搬出について効果がある。

このことから、3回の委員会での検討を踏まえ、川上から川下まで各関係者の総意のもと、間伐材チップの安定供給体制整備について、条件が整った。

6. 今後の課題

中越パルプ工業の間伐材紙を増産する平成21年5月までに従来のチップ協会の総会を開催しチップ協会としての供給体制づくりに対する意思統一を図る必要がある。

なお価格については、今後間伐材の流通価格及び生産原価・製紙の価格等社会的な要因を含むため山側・チップ生産側・製紙生産側との調整を早急に図る必要があるが、5月以降中越パルプ工業の生産が本格的に開始された時点をもって各関係機関で協議する必要がある。

◎ 実施計画書

1、目的

鹿児島県内の間伐材資源の利用に係る意向、原材料の生産・供給システム、地域特性に

応じた安定供給体制整備のための製紙用間伐材チップに関して地域の関係者が一体となって供給体制づくりをすることを目的とする。

2、安定供給を担う事業体及び間伐材チップの引き受け先となる製紙工場

森林所有者	(社) 鹿児島県森林整備公社
素材生産	鹿児島県素材生産事業連絡協議会
木材チップ製造	協栄木材(株)、三好産業(株)、肝付木材工業(株)、吉野木材(有)、昭和木材(有)、(有)古川木材工業、かごしま森林組合
流通	鹿児島県森林組合連合会
製紙工場	中越パルプ工業(株)

3、整備に向けた取組

チップ協会において中越パルプおよびチップ工場と協定による計画的な製紙用間伐材チップの需給体制を作る。

さらに協会は、間伐材の有効利用と安定供給を図るため、県森連原木流通情報センターとの連携を取りながら間伐材についても協定に基づいた取引を促進させることとする。

4、製紙用間伐材利用計画

製紙用間伐材チップを生産する体制の構築とその全量を協定による取引とすることを目的とする。また間伐材証明の体制整備についても引き続き取り組むこととする。

◎ 安定供給を担う事業体の間伐材入荷実績と今後の協定による利用計画

区分	平成 21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域利用材	9,400m ³	20,000m ³				
うち間伐材	3,100m ³	16,000m ³				
うち協定材	0m ³	16,000m ³	16,000m ³	16,000m ³	16,000m ³	16,000m ³

《チップ工場における現況調査および間伐材分別管理状況》



昭和木材有限会社



かごしま森林組合ひおき工場



三好産業(株)大口工場 土場状況

肝付木材工業 土場状況

※間伐材の分別管理はきちりされている

《検討委員会状況写真》



第1回検討委員会



第3回検討委員会